

# 長寿88歳

おめでとうございます

《平成24年8月該当》

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



工藤 稲子さん  
(旭)



吉田 正己さん  
(虹別)

## 生活豆知識

### モバイル通信契約 必要かどうか よく考えて



最近、電話勧誘による通信サービスの契約トラブルによる相談が全国の消費生活センターに寄せられています。今月は、電話勧誘による通信サービスの契約の代表的なトラブル事例についてお知らせします。

#### Q1

「光回線を利用していいか」と電話があり、利用していると答えると「通話料とインターネットの通信料が月8千円以上かかっている」と思うが、電話回線を変更すれば2千円は安くなる」と説明があり、契約した。

3日前に携帯電話のような機器が届いた。どうやら無線で使用するようだが、そのような説明は一切なかった。以前、地形的に無線機器の使用は難しいと言われたことがあ

#### A1

相談者は回線を変えただけと理解していたようですが、実際は電話回線とは全く別のモバイルデータ通信の申し込みであり、代理店の説明不足だと思われる。通信サービスは特定商取引法が適用されないので、電話勧誘でもクーリング・オフできません。しかし、今回の場合、自主クーリング・オフ制度があるようなので、相談者には、代理店に契約の取り消しを通知する書面を送るよう助言しました。消費生活センターからは代理店に連絡がつかないため、通信事業者に連絡し、機器の返送先と請求の取り消しを確認し、解決に至りました。

#### Q2

2日前に「便利に利用できる」とモバイル通信サービスを電話で勧められ、申し込んだが、よく考えてみると光回線を利用しているのだから必要ないと思

日うちに事業者へ断りの電話を入れた。ところが事業者は「口頭でも契約は成立している。機器代金と月額利用料金で合計4万円を解約料として支払わないと解約できない」と言う。契約書類もなく、サービス内容も不明なので、納得がいかなかった。

#### A2

通信サービスを規制する電気通信事業法では、提供条件の電話による説明の後、遅滞なく書面交付が必要とされています。相談者にその旨説明し、書面が届いたらどのような記載になっているか確認するよう伝えました。後日届いた申込書を確認したところ、契約の内容についてはホームページで確認できるようにとありました。ホームページには、契約月に解約した場合に約4万円の解約料がかかることと記載されており、これを根拠に請求していると思われる。

電話では、そのような説明がなかったことなどから、解約料の請求には応じられないと主張してはどうか、とアドバイスしました。相談者は勧誘してきた事業者と通信事業者に対し、解約通知を発信し、消費生活センターからも交渉したところ、

### ひつこくアドバイス

解約に応じ、解約料も発生しないとの連絡があり、解決に至りました。

● これらの事例のように通信サービスの契約は、契約内容やサービス内容が複雑な場合が多いので、自分の利用目的に合った商品、サービスであるかを見極める必要があります。原則として、契約は口頭でも成立します。家族や周囲の人に相談するなどして十分検討し、あいまいな返事をせず、不要な場合は、はっきりと断りましょう。

● 事例のようなトラブルに遭ったときは、下記相談窓口へ問い合わせください。

■相談窓口／

- 役場企画財政課商工労働係  
(2階16番窓口 ☎485-2111 内線251)
- 釧路市消費生活センター (☎0154-24-3000)

健康の秘訣は「限度を  
わきまえ、無理をしない  
こと」。たばこは吸わず、  
お酒も付き合いでたしな  
む程度だそうです。



安藤 正男さん (89歳)・キシノさん (88歳)

いつも元気で長生きな  
ご夫婦をご紹介します

## 仲良く健やか 夫婦 No.1

### 「肉體改造教室」に 参加しませんか?

「もう少し体重を落としたい…」「お腹周りをスッキリさせたい…」そんな方におすすめの教室です。あなたの目標を皆さんと一緒に達成しませんか。

日 程	内 容	共通内容
①平成24年12月7日(金)	オリエンテーション、 自宅でできる運動の紹介	食べて解かる 「ヘルシーランチ」つき！ (第3講以外は食費360 円を頂きます) 実際に食べながら健康的 な栄養バランスや量を身 につけましょう。
②平成24年12月14日(金)	体力測定 (初回) 自宅でできる運動	
③平成25年1月18日(金)	作って食べよう (調理実習) 「ヘルシーランチ」	
④平成25年2月15日(金)	メタボ学習会 ウォーキング・自宅でできる運動	
⑤平成25年3月15日(金)	体力測定 (評価) グループワーク (生活改善を振り返って)	

- 対象／生活習慣の改善に取り組みたい30歳以上65歳未満で次に該当する方
  - ・総合住民健診などで肥満、糖代謝・脂質異常、高血圧の予防が必要な方
  - ・その他参加を希望する方
- 場所／ふれあい交流センター
- 時間／午前10時30分～午後1時
- 申込締切／11月22日(休)
- 問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係 (☎485-1000)

釧路司法 土地・建物の売買・相続等の  
書士会会員 登記は司法書士へ

### 司法書士 宮越昭一事務所

事務所／標茶町開運2-35 ☎485-2107 FAX485-2108  
自 宅／弟子屈町高栄1-1-21 ☎482-2457

### ゆとり生活

#### ムックリを作ろう

ムックリとは、アイヌの人たちが使っていた楽器で、その音色は神秘的で美しい旋律が広がります。オリジナルムックリを作りながら、音色を楽しみましょう。

■日時／11月10日(土)、午後1時～3時

■定員／15人(小学生は保護者同伴)

■参加費／300円(材料費)

■集合・申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター (☎487-3003)

#### 自然からの贈り物で いそいそ工作

「紅葉はなぜ出来るのか」「釧路湿原の周囲で紅葉する木」などの話を聞き、周辺で拾ったカエデ類やヤナギ、カンバなどの木の葉を使ったメール、しおり、コースターなどの工作を行います。

■日時／11月11日(日)、午後1時～3時

■定員／15人(小学生は保護者同伴)

■参加費／無料

■集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター (☎0154-16512323)